[今回の改定内容]

- ・申請様式の統一化 (P7)
- チェックリストの作成(P4、P6)
- ・査定前着工のフロー図の追加 (P8)

平成30年7月 農林水産省農村振興局整備部 防災課 災害対策室

査定前着工(応急工事)は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度です。 復旧を急げば次の作付けに間に合う農地・農業用施設の復旧や、集落排水施設の ように生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合には積極的に活用して 下さい。

査定前着工の留意事項

査定前着工を実施しようとする<u>施設等の被災状況を事前に調査、撮影しておく必要</u>があります。 災害査定時までに、<u>査定前工事の実施中の写真、出来形管理図書、出役人夫・購入資材・工事費</u> 支払額等が確認できる証拠書類、請負契約関係書類を整理しておく必要があります。

査定前着工の実施例

農地の復旧

早期復旧



地震により被災した 農地



査定前着工により復旧した農地

集落排水施設の復旧



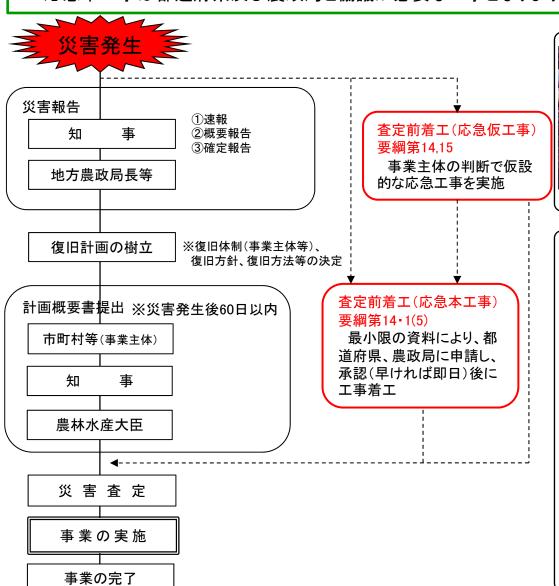
地震により被災した集落排水施設



査定前着工により復旧した 集 落 排 水 施 設

査定前着工制度の概要

- 農地や水路等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、査定前着工制度を活用することが可能です。
- 査定前着工には応急仮工事と応急本工事があり、応急仮工事は事業実施主体の判断で実施する仮設的な工事で、 応急本工事は都道府県及び農政局と協議が必要な工事となります。



応急仮工事の事例



仮設水路を設置し、用水を確保

仮設ポンプを設置し、用水を確保

応急本工事の事例



通行を確保するため農道路面上の 崩落土砂を早急に撤去



作付けに間に合わせるために 農地を早急に復旧



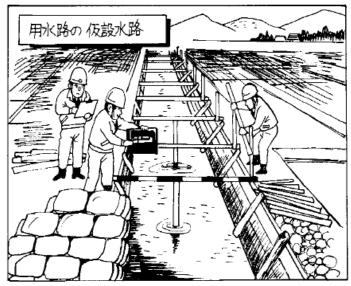


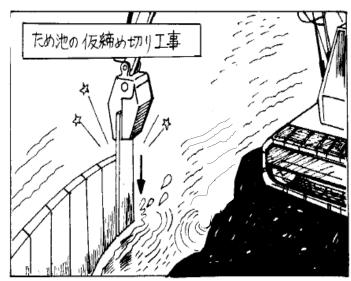
浸水した揚水機場の制御盤を交換することによりポンプ機能を回復

【応急仮工事】

- 1. 災害が発生し、そのまま放置すると被害が拡大する 恐れがある場合に、必要に応じて事業主体(市町村等) の判断で実施した応急仮工事(仮設的な工事)も補助 対象とすることができます。
- 2. 応急仮工事の目的は、
 - ① 農地が被災した場合は、作物被害を防止するために行う湛水排除工事。
 - ② 被災した施設の増破を防止するための工事又は 農地等への洪水流入を仮締切りにより防止するため の工事。
 - ③ 被災した施設のかんがい及び排水並びに交通の機能を一時的に回復するか又は補うための仮工事。
- 3. 補助対象となる応急仮工事は、<u>1箇所の応急仮工事</u> の費用が20万円以上※1でかつ応急仮工事の費用を除 く復旧工事費が40万円以上※2のものが適用となります。
- ※1 生活関連施設は100万円以上(増破防止工事に要する費用は50万円以上)
- ※2 生活関連施設は100万円以上

応急仮工事の事例





- 4. 応急仮工事の留意点は、以下のとおりです。
 - ① 必要性及び工法の選定理由が確認できる仮工事施工前の被災写真を撮影しておくこと。
 - ② 工事実施中の写真、出役人夫、契約書、工事費支払額等の証拠書類を整理しておくこと。
 - ③ 応急仮工事を実施した場合は、地方農政局に報告すること。
 - ④ 応急仮工事に要した費用は、<u>査定設計書に計上しておくこと</u>。ただし、災害査定では、 現実に要した費用の額と災害年に地方農政局長と協議 し、その同意を得た設計単価 及び歩掛りにより算出した応急工事費の額を比較して安価となる額が査定額となるの で注意すること。
 - ⑤ 用水手当や排水処理のため必要となった費用の内、ポンプの購入費 や運転労務費は補助の対象とならないので注意すること。

今回、応急仮工事を初めて実施する 事業実施主体のために、チェックリス トを作成しました。

応急仮工事を行うために事前に確認 すべき点をまとめていますので、ご活 用下さい。

査定前着工制度(応急仮工事)にかかる各項目のチェック

(応急仮工事は事業実施主体の判断で実施できますが、災害復旧事業に不慣れな場合には本チェックリストを参考に活用して下さい。)

事業実施主体担当者:

県			名:	
市	町	村	名:	
施	行	場	所:	
I			種:	

チェック項目	チェック内容	チェック者
	今回の被災が災害復旧事業の採択要件(日雨量80mm等)に該当しているか確認	
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認	
	事務取扱要綱14.1(1)~(4)に該当するか確認	
1. 災害復旧事業 採択要件の	応急本工事に該当していないか確認(該当する場合には都道府県及び農政局との協議が必要)	
チェック	応急仮工事の事業費が20万円以上、かつ、応急仮工事を除く事業費が40万円以上か確認	
	被災写真が適切に撮影されているか確認	
	工事費の積算を確認するのに必要な契約書、領収書、材料購入の見積等、工事に要した費用を確認 できる書類の整備を行っているか確認	
	応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認	

注:チェックした項目欄の口にレ印をすること。 チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。

【応急本工事】

- 1. 応急本工事は、復旧計画樹立後、査定を待たずに災害復旧事業<u>(復旧事業費が40万円以上であること)の一部又は全部を緊急に実施する復旧工事です。</u>
- 2. 応急本工事の要件は、事務取扱要綱第14(5) に記載があり、下記のようの被災箇所で止むを 得ないと判断された場合には、都道府県及び 農政局と協議をして着工します。
 - ① <u>被災施設又はこれに関連する施設の増破</u> <u>防止、あるいは、作物被害を防止するため</u>に 緊急に着工する必要のある箇所であること。
 - ② 緊急に復旧すれば、作付時期に間に合う 農地等の復旧箇所であること。

応急本工事の事例



- 3. 応急本工事の留意点は、以下のとおりです。
 - ① 必要性及び工法の選定理由が確認できる仮工事施工前の被災写真を撮影しておくこと。
 - ② 工事実施中の写真、出役人夫、契約書、工事費支払額等の証拠書類を整理しておくこと。
 - ③ 応急本工事を実施する場合は、災害復旧事業の一部又は全部となることから、着工前に事業主体は都道府県及び地方農政局に協議し、承認を得た後の着工となる。
 - ④ 応急本工事に要した費用は、<u>査定設計書に計上しておくこと</u>。ただし、災害査定では、現実に要した費用の額と災害年に地方農政局長と協議し、その同意を得た設計単価及び歩掛りにより算出した応急工事費の額を比較して安価となる額が査定額となるので注意すること。
 - ⑤ 用水手当や排水処理のため必要となった費用の内、ポンプの購入費や 運転労務費は補助の対象とならない ので注意すること。

今回、応急本工事を初めて実施する事業実施主体のために、チェックリストを 作成しました。

応急本工事を行うために事前に確認すべき点をまとめていますので、ご活用下さい。

査定前着工制度(応急本工事)の申請にかかる各項目のチェック

事業実施主体担当者

 県			名:	
市	ĦŢ	村	名:	
施	行	場	所:	
I			種:	

チェック項目	チェック内容	チェック者				
	今回の被災が災害復旧事業の採択要件(日雨量80mm等)に該当しているか確認					
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認					
	事務取扱要綱14.1(5)の査定前着工を行うことが止むを得ないと判断される内容か確認					
1. 災害復旧事業 採択要件の チェック	応急仮工事に該当していないか確認(該当する場合には事業実施主体の判断で実施可能)					
	査定前着工の復旧内容を含めて総事業費が40万円以上となるか確認					
	披災写真が適切に撮影されているか確認					
	応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認					
	農地や水路等の土砂撤去などの簡易な工事の場合には2のチェックは省略してよい。 金額が大きい場合、ため池の堤体復旧などの高度な技術が必要な場合に記載して下さい。					
2. 提出資料内容 のチェック	復旧内容が最経済的な工法か確認					
	復旧内容が能力アップ(延長、材質、揚排水能力の増)をしていないか確認					

注: チェックした項目欄の口にレ印をすること。 チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。 6

(様式1)

文書番号 年月日

事業実施主体名

都道府県知事 宛て

〔申請様式の統一とチェックリスト〕

今回、応急本工事の申請が速やかに行えるように申請様式を統一し、必要最小限の 資料で申請できるようしました。

また、P4,P6に掲載しているように、応急仮工事、応急本工事のチェックリストを作成し、初めて応急工事を行う事業実施主体でも事前に確認すべき事項がわかるようにしました。

これらの資料を利用しながら早期復旧を行い、営農者が最小限の被害、最短での営農 再開が行えるようにご活用下さい。

査定前着工(応急本工事)協議について

このことについて、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第14.1に基づき査定前着工したいので協議します。

①施工場所(所在地)	例:〇〇県〇〇市字〇〇地内
(7)被30状见(30美里因今)	例:〇月〇日〇時からの雨により、排水路の山側の法面が崩壊し、水路・ 道路を塞いでいる。
③査定前着工申請理由	選択して下さい
④復旧内容	選択して下さい
⑤申請工種	選択して下さい
⑥概算金額(応急本工事)	選択して下さい

別添:添付写直

(注意点)

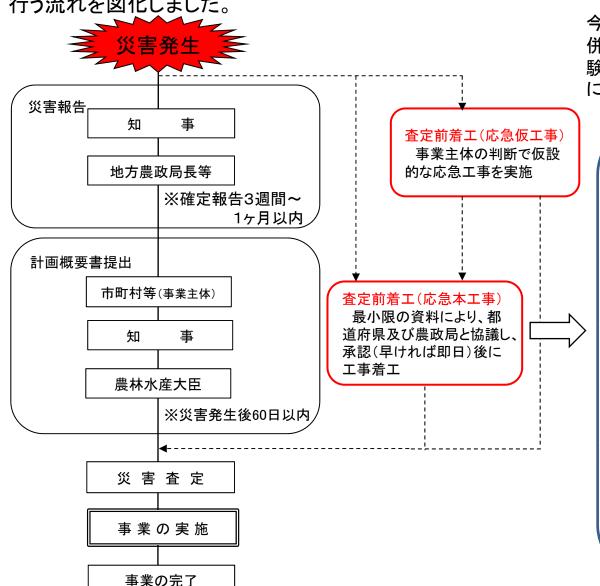
申請した場合でも、写真その他の証拠書類等によって被災の状況及び工事のしゅん工並びに工事費の精算等が災害査定時に確認できないものは補助されません。このため、被災写真、復旧写真は必ずいろいろな角度から撮影を行って下さい。また、不明な点がある場合には都道府県、農政局等への相談をお願いします。

- . 補助対象とならない項目もありますので、初めて申請する場合には都道府県の出先機関等へ相談するようにお願いします。
- 二次災害防止のために必要な土のうや応急ポンプ等の設置は応急仮工事として事業実施主体の判断で実施可能であり、この場合には農政局、都道府県への協議は必要ありません。

概算金額はどの程度の工事額(工事規模)になるのかを確認し、場合によっては技術指導が必要かを概ね判断するために記載してもらうものであり、業者への見積もりや積算を行わず、概ねの金額を記載してかまいません。最終的には応急本工事費と応急本工事費を除く事業費の合計が40万円以上で対象となります。災害査定時までに必要な書類を準備して下さい。

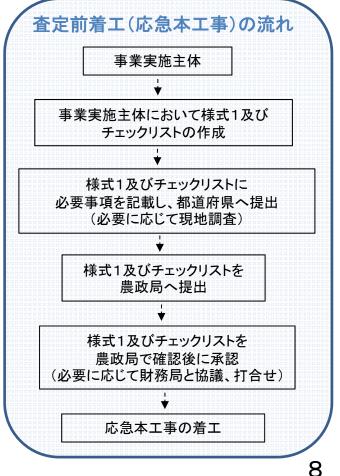
災害発生から査定前着工までの流れ

・災害発生から復旧完了までの間で応急仮工事、応急本工事を 行う流れを図化しました。



〔今回整理項目〕

今回の改正により、申請様式の全国統一と 併せて、チェックリストの活用により災害経 験の少ない事業実施主体でも申請が適正 にできるようにしました。



応急工事の実施例(応急本工事その1)

〇2次災害防止のための応急工事【水路、道路】





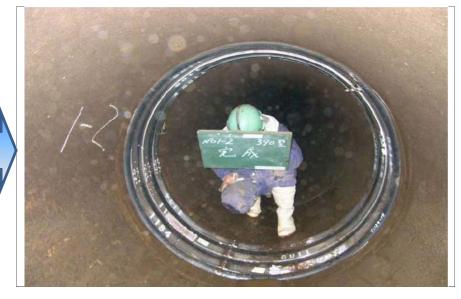


○被災状況の説明 ガレキが排水路の通水を阻害している。 ○応急工事の説明排水路のガレキ除去(工種が道路でも土砂、ガレキ除去は可能)

応急工事の実施例(応急本工事その2)

○営農用水確保のための応急工事【中大口径管路】





○被災状況の説明 パイプライン継手部に亀裂が生じ 漏水している。

〇応急工事の説明 内面バンドによる継手部亀裂の 復旧を行った。

応急工事の実施例(応急本工事その3)

○営農用水確保のための応急工事【小口径管路】





○被災状況の説明 パイプライン継手部に亀裂が生じ 漏水している。 ○応急工事の説明 管継手部からの漏水箇所にコンク リート巻き立てを行い、漏水対策を

行った。

応急工事の実施例(応急本工事その4)

〇早期営農のための応急工事【水路】





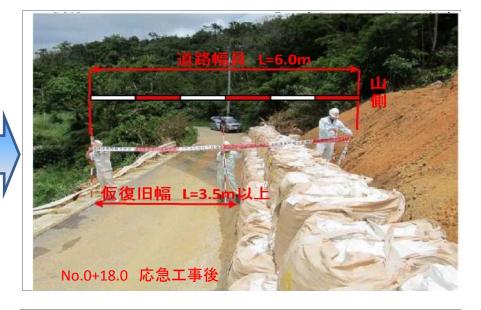


〇被災状況の説明 土石流により、水路に土砂が堆積し、 下流への用排水が不可能となった。 〇応急工事の説明 水路に堆積した土砂を撤去することで、早期の営農及び排水が可能と なった。

応急工事の実施例(応急本工事その5)

〇耕作道確保のための応急工事【道路】





〇被災状況の説明 農道山側法面が崩落し、崩土により 通行不能となった。

〇応急工事の説明

農道上の崩土撤去、大型土のう設 置により、山側土砂の崩れ止めを行 い、耕作者の通行が可能となった。

(本来、大型土のう設置は応急仮工事となるが、崩土撤去が応急本工事の ため、大型土のう設置は応急本工事の仮設工事となる。)

応急工事の実施例(応急仮工事その1)

〇早期営農のための応急工事【道路】





○被災状況の説明

道路谷側の既設練積ブロックが崩壊したため、道路段差が発生し、耕作者等の通行が不可能となった。

〇応急工事の説明

砂利敷設により通行を確保する応 急措置を実施路谷側の復旧に大型 土のうを設置し、道路段差を解消し、 耕作者等の通行が可能となった。

応急工事の実施例(応急仮工事その2)

〇2次災害防止のための応急工事【ため池】







〇被災状況の説明 洪水吐部にパイピングが発生し、 余水吐機能が消失。

〇応急工事の説明

破堤による2次災害を防止するため、洪水吐水路を設置。

水中ポンプを設置し、強制的に排水させて水位を下げた。